

令和7年度 閲 覧 設 計 書

工 事 名	7災427号河川災害復旧工事
工 事 節 所	南さつま市加世田内山田(2)地内
河 川 名	田之野川
工 期	令和8年3月25日限り(繰越承認後250日間)

【閲 覧 設 計 書 内 訳】

内 訳	添付の有無
特記仕様書	○
図面	○
設計内訳(金抜) ※	○
工事費内訳書	○

※は参考資料である。

◎本閲覧における問合せについては担当課までお願いします。

担 当 課	河川港湾課 河川砂防第係
-------	--------------

【留意事項】

従来の「閲覧設計図」の名称を廃止し、「実施設計図」を閲覧設計書に添付しています。

○鹿児島県 土木部

照合確認	電子閲覧
------	------



鹿児島県 南薩地域振興局 建設部 河川港湾課

特記仕様書

工事名：7災427号河川災害復旧工事
河川名：田之野川
工事箇所：南さつま市加世田内山田（2）地内

第1章 総 則

第1条 (準拠図書)

本工事は、契約書、設計図書及び本特記仕様書によるほか、次の各項の定めによるものとする。

- 1 土木工事共通仕様書(鹿児島県土木部・令和7年10月)
- 2 土木工事施工管理基準(鹿児島県土木部・令和7年10月)
- 3 土木請負工事必携(鹿児島県土木部・令和7年5月)
- 4 河川事業設計基準書(鹿児島県土木部河川課・平成28年4月)
- 5 その他関係要綱、指針、示方書等

なお、これらは契約日における最新版を使用するものとする。

また、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

工事関係書類の様式の統一化

【鹿児島県ウェブサイト】

ホームページ > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > 仕様書等 > 工事関係書類一覧表
(県の公式ホームページの「キーワードから探す」で「工事関係書類一覧表」検索でも可)

第2条 (施工条件明示)

次の「施工条件明示（特記すべき事項）」によるものとする。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	契約工期	<ul style="list-style-type: none"> ・契約工期は、令和8年3月25日限りとする。 ・繰越予定工事⇒繰越承認後の工期は、250日間を予定している。 	共通仕様書 11-7-1-17	11-74	○ ○
	余裕期間	<ul style="list-style-type: none"> ・余裕期間設定契制度の対象工事 ○○日、○月○日まで 	共通仕様書 11-7-1-26	11-77	—
	週休2日（試行）	<ul style="list-style-type: none"> ・「週休2日」試行工事 	共通仕様書 11-7-2-8	11-81	○
	概算数量発注	<ul style="list-style-type: none"> ・概算数量発注方式により積算・工期設定 設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与 設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与 	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	— — —
	契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。 	契約書 第4条	—	○
	前払金	<ul style="list-style-type: none"> ・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・本工事については、令和8年4月1日以降に請求することができる。 ・中間前払金を請求することができる。 	契約書 第35条	—	○ ○
	部分払い	<ul style="list-style-type: none"> ・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。 	契約書 第38条	—	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事 	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	—
	品質証明	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格1億円以上で対象工事 	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者の途中交代 	土木請負工事必携		—
	監理技術者等の専任を要しない期間	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額4,500万円以上の工事 	土木請負工事必携		○
	監理技術者等の兼務	<ul style="list-style-type: none"> ・請負金額1億円未満（建築工事2億円未満）など 	土木請負工事必携		—
	現場代理人常駐	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化 	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、それぞれの工事請負金額45,000千円未満など 	土木請負工事必携		—
	法定外の労災保険付与	<ul style="list-style-type: none"> ・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事 	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○
	中間検査	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上） ・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） (令和6年7月24日通知 参照) 	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-15	3-5 11-72	○ —
	施工体制台帳 施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い 	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-7,8	1-8 11-70	○
	熱中症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事 	共通仕様書 11-7-1-11	11-71	○
	時間的制約を受ける工事	<ul style="list-style-type: none"> ・時間的制約を受ける公共土木工事の積算 ①工事全体で制約 ②現道上の工種で制約 ③積算しない 	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	— — — —

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	頁	該当項目
施工箇所点在	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所が点在する工事の積算方法 「○○地区、○○地区、○○地区」 一般管理費等の算出率は「○○地区」で設定 	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-72	—
CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-9	11-71	○
地域外労働者確保 (地域外経費)	<ul style="list-style-type: none"> 労働者確保に要する間接費の設計変更の運用マニュアル 離島の工事 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (1) 三島村（全域）、十島村（全域）、獅子島、口永良部島、 加計呂麻島、与路島、請島の工事 離島における地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について (2) 上記(1)以外の離島の工事 	特記事項	—	—
国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-79	○
電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○
県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○
快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	○
第三者技術調整会	<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、第三者技術調整会を開催する工事 本工事は、第三者技術調整会を開催を予定していない工事 	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	○
危機事象時緊急連絡先	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 地域振興局名： 南薩地域振興局建設部河川港湾課 緊急連絡先： 0993-52-1384 	特記事項	—	○
不当介入	・不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2,3	11-69	○
環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領（工事編）」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○
工程 関 係	河川区域制約	・令和○年○月○日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—
	占用物件など	・令和○年○月○日までに、N T T 電柱移設が完了予定である。	特記事項	—
	部分引き渡し	・令和○年○月○日に○○○○部分を引き渡しを行う。	特記事項	—
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を○○日見込む。	特記事項	—
	他工区との調整	・先行している工事の工期は、令和○年1月○日完成を予定しており、着手は、令和○年1月○日から着手となる。	特記事項	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	該当項目		
			頁			
用地 関 係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和8年〇〇月までに移転完了予定である。	特記事項	—		
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。	特記事項	—		
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。諸条件により難い場合は、別途協議する。 (1) 場 所： (2) 期 間： (3) 復旧条件：	特記事項	—		
公 害 関 係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイブロハンマによる打込み、電動式バイブルハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。	特記事項	—		
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりがたい場合は、別途協議する。	特記事項	—		
工 事 関 係	I C T 活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m ³ 以上	試行要領	—		
		・受注者希望型（土工）		—		
		・受注者希望型（作業土工（床掘））		—		
		・受注者希望型（土工（1,000m ³ 未満））		—		
		・受注者希望型（小規模土工）		—		
		・受注者希望型（法面工）		—		
		・受注者希望型（舗装工）		—		
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））		—		
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）		—		
		・受注者希望型（地盤改良工）		—		
		・受注者希望型（河川浚渫工）		—		
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））		—		
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））		—		
		・受注者希望型（基礎工）		—		
	コンクリート工	・受注者希望型（擁壁工）		—		
		・受注者希望型（コンクリート堰堤工）		—		
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。	特記事項	○		
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径	
		18 N/mm ²	8±2.5 cm	4.5±1.5 %	40mm, 20mm	
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他	
		護岸工	65 %以下	高炉(B)		
	スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	共通仕様書 11-7-2-9	11-81	—	○
	シラスコンクリート2次 製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
	交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
	工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 ○○○線⇒市道○○線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・○道○○号は、○○市との協議の結果、○○ t 以上の工事車両は通行してはならない。	特記事項	—	—
		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日1回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	—	○
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m、延長L= mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	—	—
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」	特記事項	—	○
		・「防災・減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策」追加看板	特記事項	—	—
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和○○年○○月○○日とする。	共通仕様書 11-7-1-25	11-77	—
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される○○工事（令和3年○月発注予定）及び○○○工事（令和3年○月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。			—
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)	共通仕様書 11-7-2-3	11-79	○
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-79	○
	クレーン類の賃料	・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン及びクローラクレーン4.9 t 吊の賃料は、公共事業設計単価表の日標準賃料で積算しているが、賃貸期間がラフテレーンクレーン、トラッククレーンの合計で24日未満となる場合、クローラクレーン4.9 t 吊で20日未満となる場合は、通常賃料での積算として設計変更の対象とする。	特記事項	—	○
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○
	鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-81	—
	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所：南さつま市加世田内山田字寒中ヶ迫8840番地3外53筆 処分場名：(株)ニッシンエコネット 京ヶ峰処分場 運搬距離：5.3 km その他の：第14条（建設発生土について）参照	共通仕様書 11-7-1-22	11-76	○
建設副産物					

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容			出典	頁	該当項目	
建設リサイクル法 ①分別解体等の方法 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	○	
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	-		
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	③基礎工事	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用				
	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地			
	アスファルト殻（掘削） （株）ニッシンエ コネット 京ヶ峰処分場		南さつま市加世田内山田字寒中ヶ迫8840番地3 外53筆（L=5.3km）				
	コンクリート殻（無筋） （株）ニッシンエ コネット 京ヶ峰処分場		南さつま市加世田内山田字寒中ヶ迫8840番地3 外53筆（L=5.3km）				
	再生資源の利用		資材名	規 格	備 考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-21	11-75
建設発生土の利用	再生切込み碎石（かごしま認定リサイクル製品）		RC-40(30)	裏込み碎石工、下層路盤工			
	再生加熱アスファルト混合物		A s 量40~60%密粒再生	表層工			
建設副産物の搬出	・○○に使用する土は○○工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-22	11-76	—
①指定副産物 ②一般廃棄物	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—
建設汚泥の再生利用 ①処理概要 ②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	—
	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-21	11-75	
	品質基準	コーン指數					
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）					
		特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容				出典	該当項目 頁	
建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地 ②受入時間 ③その他 仮置き等必要条件 舗装切断作業時に発生する排水の処理 根株、伐採木等の利用 発生工事 利用工事	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-21 11-7-5	—	
	○○処分場：○○時○○分～○○時○○分						
	エコパークかごしま：○○時○○分～○○時○○分						
	舗装切断作業時に発生する排水の処理について					○	
	保管場所：○○市○○町○○地内					—	
	・○○市○○町○○地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。					—	
その他 関係機関との協議 施工体制点検業務への協力 路上工事の縮減 漁協権者との調整 工事現場発生品 支給材料及び貸与品 部分使用	・本工事における、下記工種については、○○○と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-80	
	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-80	
	・路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	
	①お盆					—	
	②年末年始					—	
	③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）					—	
	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	
	・本工事において使用する仮設材は、他工区で使用する見込みであるが、現時点においては搬入先未定のため、下記の場所まで運搬するものとして設計している。				共通仕様書 1-1-1-18	○	
	現場発生品名		引渡場所			1-12	
	高密度ポリエチレン管（Φ600・Φ900）		南薩地域振興局（L=6.1km）				
支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	○	
	支給品名	規格	数量・単位	支給場所		1-11	
	大型土のう	耐候性：許容重量 2tタイプ 短期仮設 型(1年)	254袋	現場内で使用中			
部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第34条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする。				契約書 第34条	—	
	(1) 部分使用範囲：別添図のとおり (2) 目的： (3) 部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日						

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項	明示内容	出典	該当項目
その他の様式	工事打合せ簿・目次		
	材料使用承認願い		
	県産資材等不使用状況報告書・建設資材使用実績報告書		
	下請工事管内建設業者等不活用状況報告書・下請業者使用実績報告書		
	段階確認書		
	安全・訓練等の実施状況報告書		
	災害（事故）報告書		
	創意工夫・社会性等に関する実施状況		

第2章 その他

第3条 (契約数量)

この工事の契約数量は、設計図書及び数量総括表のとおりとする。この数量に変更を生じた場合は、発注者及び受注者協議の上、契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 (情報共有システム活用推進について)

1 本工事においては、原則として情報共有システムを利用するものとする。

2 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」、及び「同運用の手引き」に定めたものでASP方式とする。

3 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。

第5条 (出来形確認)

工事完成届を提出するまでの間において、受注者の現場代理人、主任技術者等の立ち会いのもと、出来形確認を実施するものとする。

第6条 (緊急連絡体制等)

工事の期間が年末年始、長期連休期間、盆休み、その他長期休暇中に係る場合は、事前にその期間の管理体制、緊急連絡体制について記した書類を提出すること。また、警報発令時には現場巡回を行い、結果を監督職員へ報告すること。

第7条 (各種様式及び要領等について)

本特記仕様書内の各種様式及び実施要領等について、詳細を記載していないものは、鹿児島県ホームページ（>分類から探す>社会基盤>公共事業>技術管理・検査）から取得できる。

第8条 (工程管理)

1 本工事の工程を計画する際は、当該事業における関係工区の現場代理人との協議調整を密に行い、円滑な工程管理に努めるものとする。

2 受注者は毎月末日の工事出来高について、月末状況写真（全景）を添付し、毎月25日までに監督職員に報告しなければならない。

3 「土木工事施工管理基準」に従い工程管理を的確に行うとともに、主要な工程変更については、監督職員と協議を行うこと。

第9条 (再生資源利用計画)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第10条 (再生資源利用促進計画)

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第11条 (建設発生土について)

1) 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

(1)受入場所の名称：（株）ニッシンエコネット 京ヶ峰処分場

(2)受入場所の所在地：南さつま市加世田内山田字寒中ヶ迫8840番地3外53筆

(3)受入時間帯：8時00分～17時00分（夜間受入不可）

(4)仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。

(5)搬出土の土質：砂質土、礫混土（主な土質）

(6)搬出土量：約850m³

(7)5.3km（片道），約18分

- 2) 「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、その内容を発注者に説明すること。
- 3) 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
- 4) 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。
- 5) 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。
- 6) 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。
- 7) 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
- 8) 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

令和 年 月 日

契約担当者

殿

請負者

商号又は名称

代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
 なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	現場代理人不在の間 の緊急連絡先	氏 名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
監督員氏名			
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主 任 技 術 者		
	現 場 代 理 人		
	工 事 名		
	工 事 場 所		
	工 期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
監督員氏名			
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の距離	①-②	km	
	①-③	km	
	②-③	km	

※添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）

※兼任する他の工事について、兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

※工事現場の相互の距離は直線距離とする。

建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工事名	令和 年度完成	
項目名	未達成の要因	改善策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※目標基準のいずれかが未達成の場合、本様式を発注者（工事完成書類に添付）に提出すること。